

**食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会  
第4回産地・経営小委員会**

**平成16年9月28日  
農林水産省**

**9：55 開会**

**志村小委員長**

おはようございます。定刻前でありますけれども、委員全員の方がお揃いになりましたので、ただいまから、第4回の産地・経営小委員会を開催させていただきます。

なお、委員のうち岩垣委員がご欠席でございますのでよろしくお願いいいたします。

まず、お手元の資料を配付資料一覧で、確認させていただきます。資料は1から9まで、それから参考資料が1から4までございますのでご確認お願いいいたします。資料が欠けている方は請求願います。

それでは、事務局を代表しまして、果樹花き課長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

**竹原果樹花き課長**

果樹花き課長の竹原でございます。皆さんおはようございま

す。委員の先生方におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。特に志村先生におかれましては、引き続きとりまとめの労をお執りいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、第4回ということで、8月の「中間論点整理」を踏まえた、後半戦の論議のスタートとなります。

今後の日程が一つ重要になってきてまいります。なお、予めお断りさせていただきたいと思っておりますが、農業全体の企画部会と連動ということで、この果樹部会との調整ということも必要かとも思っています。従いまして、場合によりましては、変更等があり得ることで、委員の先生方には大変ご迷惑をお掛けすることがあり得るかと思いますが、予めご了解下さればとありがたいと思っております。

本日は、いくつか性格の異なる議題を準備しております。一つは、果樹農業における経営者の今後の見通しというようなことの議題でございます。産地や経営がいろいろ脆弱化している中、特に、高齢化が進展している状況下で、担い手をどのように位置づけ、育成するかということを見通す上で大変に重要な問題と考えております。

今日は、事務局で用意いたしました資料を踏まえ、先生方から様々なご意見を頂戴したいと考えております。この問題は、本日の議論を踏まえまして、事務局で改めて整理した上で、再度ご議論いただきたいと考えております。

次に、果樹園経営の基本的指標、いわゆる経営指標に関する議題を用意しております。この件に関しましては、本日は現行の経営指標の考え方をお示しをいたしまして、ご意見を頂戴したいと考えています。果樹だけでなく、農業全体の問題ですが、これまででは、指標というものはモデル経営との観点から、10年後に見通される技術を前提に、高度な経営を想定して策定してきたという経緯があります。一方で、最近の議論として、地に足のしっかり着いた経営指標というものを示すべきではないかというそういう考えもあります。この件も、本日だけでなく、再度ご議論いただきたいと考えております。

次は果樹の自然条件の基準であります。予め、果樹研究所にご協力いただき資料を準備させていただきました。この件に関しては非常に技術的な問題と思っております。本日の検討を踏まえ、結論を出していただければ幸いと考えます。

最後に、前回の宿題でもありました、経営安定対策の見直しに当たっての各生産者、参加している方、参加していない方について意向調査を現在行っておりまして、その説明をさせていただきたいと思っております。現在、中央果実基金のご協力を得て、集計中ですが、調査の内容についてご紹介させていただきたいと思います。

以上僭越ですが、今回のご検討をお願いする上で、事務方として考えてありますことを申し上げさせていただきました。委員の皆様にはよろしくお願ひ申し上げますとともに、活発な議論をお願い申し上げます。以上、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

### 志村小委員長

どうもありがとうございました。それでは、本日の議題でございますが、まずはおさらいとしまして、7、8月に議論した中間論点整理の取りまとめの経緯として、8月3日の第2回果樹部会及び7月7日の第3回小委員会における議論の概要を説明した後、今後の検討内容及びスケジュールについての確認を行っていただきます。

その後、本日の本題であります「果樹農業者の担い手の現状と今後の方針」、「果樹園経営の基本的指標の考え方」、「栽培に適する自然的条件に関する基準」、「需給調整・経営安定対策についての意向把握」の順で議論していきたいと考えております。

この後、今後のスケジュール等について、事務局から補足説明をいただきますが、今後的小委員会の議論を進める上で、果樹部会及び小委員会としては、企画部会における基本計画の議論から先走らぬよう、更に企画部会における全体の議論を踏まえた上で議論が必要になってくること。また、年末までの論点整理に向けて、果樹部会及び2つの小委員会における連携を図っていく必要があること、等について留意していく必要がございます。

なお、本日の小委員会も委員皆様からの積極的な御発言により実のあるものとなりますよう、宜しくお願ひします。

それでは、事務局より説明いただく前に、今まで前回の小委員会において委員皆様からいただいた御意見については、私の方から意見のポイントを要約した上で、議論を進めさせていただいておりますが、資料3「第3回小委員会及び第2回果樹部会の概要」については、すでに事務局より委員皆様に周知していただいていると思いますので、割愛させていただければと考えております。

それでは、資料4、5について事務局より説明をお願いします。よろしくお願ひします。

### 西嶋課長補佐

それでは資料4、資料5についてご説明させていただきます。まず左手に資料4を、右手に資料5をおいていただき形で見ていただければと思います。

資料4でございますが、今後の産地・経営小委員会の検討内容でございますが、左から2番目が産地・経営小委員会の青のところがございまいますが、1番につきましては、これまでご検討いただき果樹産地構造改革計画の策定でありますとか担い手への経営支援等について中間論点整理で取りまとめをいただきました。今回、第4回以降、一番右側でございますが、引き続き、担い手の明確化、需給調整、担い手への経営支援対策等につきまして、本格的にご検討をいただくことが一つございます。それから、左から2番目の産地・経営小委員会の赤のところでございますが、果樹栽培に適する自然条件に関する基準の作成、近代的な果樹園経営の基本的指標の作成、この二つにつきましては、今回、第4回以降ご議論いただくということでございまして、中間論点整理で御議論いただいたものの積み残しの部分、それから新たに自然的条件、経営指標の関係について議論いただくという形で、今後

の検討ということで考えております。

今後のスケジュールでございますが、資料5でございます。前回、第3回の委員会で中間論点整理ということで取りまとめて頂き、8月11日に果樹部会として中間論点整理を取りまとめただいてあります。一番右にございますが、食料・農業・農村政策審議会企画部会の方でも8月10日に中間論点整理を取りまとめてあります。今日、参考資料として付けさせていただいております。

この中間論点整理を踏まえて、企画部会の方でも9月16日に自給率の議論が始まりまして、10月以降、密度の濃い議論がなされるということで、担い手ですとか、経営安定対策とか、今後、産地・経営小委員会でご議論いただくところの農業全般的なところにつきましてこちらの方でもご議論いただくこととなります。これは、あくまで、予定でございまして、先ほど課長からもご挨拶で話させていただきましたが、この企画部会の動きを踏まえ、現時点では産地・経営小委員会で4回から6回という形でスケジュール整理させていただいております。今回ご議論いただく第4回、それから第5回につきましては、需給調整・経営安定対策の見直しでありますとか、技術的なところ、それから第6回目に担い手でありますとか、経営支援対策、経営指標、論点整理、という形でご議論いただくスケジュールとさせていただいておりますが、企画部会の議論を受けて今後スケジュールは変更あり得るべしということ御理解いただければと思います。

それから、2点ほど先ほど小委員長の方からもお話をございましたけれども、果樹部会との関係、企画部会との関係で、こちらからお願いしたいことがございます。

まず、企画部会との関係でございますが、10月以降、担い手でありますとか、経営安定対策でありますとか、産地・経営小委員会の議論と関係の深い議論について企画部会でも議論されるとということで、議事録でありますとか、配付資料でありますとか、かなり膨大なものになりますが、この資料につきまして事務局より郵送させていただきたいと思いますし、小委員会の議論と関係の深いものにつきましては、必要に応じて事務局より委員先生方に説明させていただくような形をとらせていただければと考えております。

また、2点目、果樹部会との関係でございます。8月3日に果樹部会で小委員会の委員長の報告という形で中間論点整理を報告、取りまとめただいたいわけでございますが、今後議論を見ながら果樹部会長でありますとか小委員長と相談させていただきたいと思っていますが、今回、小委員会の議論でありますとか、経緯でありますとか、小委員長から報告いただく部分で、どうも果樹部会の議論の際、情報が不足していたものもあるのではないかとの反省もある程度ありますとか、小委員会の議論につきましても、これまででも果樹部会の部会長をはじめ、委員の皆様に資料という形では送付しておりますが、こちらにつきましても今後、必要に応じ事務局より果樹部会の委員先生方に小委員会の議論の経過という形で説明させていただきたいと思っております。以上2点補足説明させていただきました。

### 志村小委員長

ここまでで、特にご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

特ないようですので、続きまして、本日の主要議題の「果樹農業の担い手の現状と今後の方向」について、事務局より資料6「果樹農業の担い手の現状と今後の方向」を説明の後、議論していきたいと思います。

### 西嶋課長補佐

今回の資料につきましては、これから担い手の明確化等の残された課題について、小委員会でご議論いただくことになるわけですが、その前提条件としまして、これまで果樹の生産実態や農業者の実態・現状について説明させていただいたところですが、農業者や栽培面積について、現状だけでなく、果樹農業振興基本方針の見直しの目標年度である27年について、平成27年は12年のセンサスからみると15年後になりますが、その状況について予測しまして、どういった問題点があるのか委員の先生方にイメージをもっていただくために整理した資料でございます。

1ページ目ですが、果樹農業に係る農業経営の現状ということで、左下に果樹部会の中間論点整理の抜粋を書かせていただいておりますけれども、留意事項に書いてありますとおり、「果樹農業の担い手を具体的にどのように考えるべきかについては、今後さらに検討が必要」ということで整理していただいております。企画部会の中間論点整理においては、「担い手の明確化にあたっては、認定農業者制度を基本とすることが適当」と報告がされたところです。そのような状況を踏まえまして、右下に年齢別、経営形態別の農業従事者数を示しておりますが、非常に高齢化が進んでおり、主業農家でみると、60歳代が全体の主業農家の1/4を占める状況で、また50代が2割となっております。その下に平均年齢を示しておりますが、主業農家で53歳となっておりまして、高齢化が進行し産地が脆弱化している中、今後の動向を推計した上で、担い手についてどう考えるか検討が必要と考えております。

2ページ目でございます。品目別、県別に農業経営の動向と規模を示しております。下の左の表ですが、りんご、うんしゅうみかん、日本なしを専作的に経営されているトップクラスの主産県をピックアップし、経営規模がどのような状況なのか整理したものです。1ha前後の規模が主流になっていますが、特にうんしゅうみかんについては、栽培面積が1ha未満が主流になっている状況であります。

それから、右ですが、これは県別に示したものであります、販売主業農家の栽培面積規模別農家数と面積規模別の生産シェアを示しております。こちらは、果樹の生産額が高く、品目も多く栽培されているような県について、県別に経営規模に違いがあるのか見ていただくために、6県のデータを整理したところでございます。県別に見ても、1ha当たりが中心となっておりますが、和歌山県や福岡県においては、平均規模が2haに近いような経営規模もありますし、2ha以上の規模を栽培している農家もあり、

全体的には少ないですが、規模拡大が図られている産地もあると  
いうことで資料を示させていただいています。

続きまして3ページ目、果樹農業者の動向でございます。生産量は漸減傾向にあります。また、販売農家の栽培面積が19万haあるわけですが、その中で主体的に農業を行われている販売主業農家の平均栽培面積をその下に書いております。60代までの経営者数が10万人、平均栽培面積が1haとなっており、70歳以上になると経営者数が1万人弱で、平均栽培面積が0.7haとなっています。それから、右に書いてありますけれども、販売農家を主業農家とその他（準主業農家、副業農家）として分け、60代までと70歳以上として整理しておりますが、60代までが栽培面積の8割を占めており、主体となっていることが分かります。先ほども申し上げましたが、60代の主業農家の農業従事者が、全体の1/4を占める状況でもあり、60代までの経営者でありますとか、従事者が、生産の主体を占めている状態であり、この現状と今後を考えて、これ以降の資料において、60代までを一つの区切りとして推計を行っております。

4ページは、果樹農業経営の今後の動向として、経営体を指標とすると、どのような推計になるのか示したものが下の図であります。販売主業農家について年齢別にみると、50代、60代が多くなっており、5ページに新規就農者について説明しておりますけれども、わかりやすくするために、新規就農者等は加味せず、現状の経営者が歳をとられて、平成22年、27年の姿がどうなるのか推計しております。60代までの販売主業農家の農業経営者に係る推計を示したものが下の表になりますが、平成12年に10万人だった農業経営者数が平成27年には4万人に、栽培面積については、平成12年に約10万haであったのが、平成27年には、ほぼ半分の5万haということで、現状では、果樹全体の生産量が400万t近くあるわけですが、このまま推移すると、60代までの栽培面積も農業経営者数も大幅に減少するということで、規模拡大なりが必要ではないかと考えられます。そこで仮定として、現状の1.5倍に規模が増えた場合、つまり、1haの平均規模が1.5haになった場合と2倍の2haになった場合を見たのが、右下になります。現状規模の1.5倍になった場合は、経営者数が4万人に対して、平均栽培規模が1.5haになりますので、6万haとなり、現状の10万haと比べると、足りない状況であります。また、2倍になった場合を下に書いてありますけれども、経営者4万人に対して、2haですから、8万haということで、次のページに新規就農者等について書いておりますが、この新規就農者を加えると、現状にある程度近い規模を維持できるのではないかと思っております。ただ、2倍の規模拡大も厳しい数字と思っております。現状を維持するとすれば、60代までの農業経営者の方の経営規模が倍にならないと現状維持できないという状況にあり、かなり厳しい状況であると認識しております。

それから、認定農業者や新規就農者について整理したものが5ページ目でございます。認定農業者について、左側に示しておりますが、60代までの販売主業農家数10万戸と比べると、認定

農業者数は、2割強でしかなく、極めて少ない状況にあり、かなり増加させる必要があります。また、右側に果樹農業への新規就農者数の推移を示しております。これは、各県からの調査結果を取りまとめたものであります。新規就農者が増加傾向にあるといいましても、毎年1000人に満たない状況であります。平成27年までに、どの程度新規に就農した者がいるのかを、直近の約900人を元に、先ほどの推計と同じように推計すると、約1万3000人になりますが、これは、平成27年までの60代までの農業経営者の減少分、約6万人の2割程度にしかならないということになります。新規就農者につきましては、経営者となるのか従事者となるのか、また、経営規模等が分からぬので、どれだけ生産に寄与するのか分かりませんが、これら新規就農者が产地の中心的役割を担うようになるのであれば、果樹生産への相当寄与するのではないかと思います。

次に、農業生産法人や作業受託組織、株式会社など、果樹農業への参入の新しい芽について6ページにおいて紹介させて頂きます。

左上の表でございますが、果樹における農業生産法人の数を示しております。果樹関係の生産法人数は全体の1割程度を占めておりまして、極端に少なくありませんが、最近の動向をみるとそれほど増加していない状況であります。

作業受託組織については、機械作業ができる「防除」を中心となっております。果樹作業の中心であります、摘果、収穫等の時間のかかる部分については、作業受託組織が少ない状況であり、労働集約的な特徴が現われているところであります。ただ、農業生産法人、作業受託組織については、新しい芽としての推進が必要ではないかと考えております。

また、構造改革特区において、株式会社がリース方式で農地を取得するような事例もありまして、果樹にもいくつか事例があります。果樹については、参入予定を含む参入法人数として10法人あり、その内、営農を開始した法人が9法人という状況になっております。また、その一つの事例として、長野県の南アルプスのふもとの山間地域にあります、下伊那郡大鹿村の事例を紹介しております。こちらの建設会社や食品会社の5社が、特区でブルーベリー、さくらんぼ等の栽培を始めています。通常の市場出荷ではなく、観光農園ということで、販売先が直接消費者という形でございますが、新しい芽として株式会社の参入もあるということでございます。また、他にワインであるとかオリーブであるとか、販売・販路がある程度決まっている分野を中心に、株式会社の参入も見られますし、こういった経営体についても重要ではないかということで新しい芽として紹介させていただきました。

次の7ページでございます。4ページの推計は、経営者を基準に行いましたが、従事者について見たものを7ページに示しております。左の表に平成12年から、現状をそのまま加齢して、平成27年の推計を行ったものを示しております。従事者についてみても、経営者の動向と同様に減少しており、平成12年の約21万人から平成27年の10万人弱と半減することが見込まれます。それから60代までのシェアも平成27年には半分程度にな

っており、平成27年には、従事者の減少、高齢化の進展が見込まれます。また、右側に品目別に見た場合について示しております。品目により若干の数字の違いがありますが、どの品目においても、60代までの販売主業農家の基幹的農業従事者数が減少し、60代までのシェアも半減することが見込まれます。

8ページ目に、1~4まで推計したデータを含めまして、今後の方向ということで、委員の先生方にイメージを持っていただるために、整理したものをお示しております。

競争力のある産地を育成し、国産果実を安定供給するための今後の方向ということで、担い手については、相当減少することが見込まれることから、育成・確保することが重要だろうということで、認定農業者制度を基本とした育成・確保が重要であるということ、また、中間論点整理でも取りまとめいただきました、果樹産地構造改革計画を策定し、産地の合意のもと担い手を明確化すること、さらに、新規の参入の確保でありますとか、園地集積、基盤整備、労働力調整の一体的な推進を通じた、経営規模の拡大や効率的経営の構築等を図ることが必要と整理しております。

下の図に書いておりますけれども、平成12年の主業農家の農家戸数は10万戸、栽培面積10万ha、基幹的農業従事者21万人、またその他農家も含めた現状で今約400万トンの果実を供給しています。先程から説明させていただいた、15年後の平成27年につきましては、主業農家が60代まで農家戸数が4万戸。また、現状の栽培面積を2倍に拡大したとしても、平成27年の栽培面積は8万haということになります。新規就農や特区による株式会社の参入、農業生産法人、作業受託組織などの新たな参入による+の分を含めてはじめて、現状の10万haというものがほぼ確保できるのではないかと思います。しかし、規模が、現状の2倍になって、さらに+の部分があってはじめて現状が維持できるような状況であるということでございます。当然、規模を2倍にしていくためには、園地集積や基盤整備の相当程度の推進が必要でありますし、新規参入者を増やしていく必要があると考えております。

次のページに女性農業従事者について示しています。女性農業従事者がほぼ半分を占めている状況でありますし、全体的に農業従事者数が減少傾向でありますけれども、その位置づけは重要であり、共同経営者として明確化され、経営改善への取組の促進が期待されます。あと、家族経営協定の締結数、右側に家族経営協定を締結した場合の女性農業者に対する支援措置について示させていただいております。

最後に、認定農業者制度、新規就農者に関する支援制度、外国人研修制度についての資料を参考までに付けさせていただいております。以上でございます。

### 志村小委員長

どうもありがとうございました。それでは、今ご説明いただきました資料につきまして、まず、1.担い手の現状の1~3ページ、2.生産構造の推計4~7ページ、3.今後の方向8~12ペー

ジという形で議論を進めていきたいと思います。それでは、私の方から指名させていただいて、質疑・意見を進めていきたいと思います。

#### 浅沼委員

担い手の位置づけの件ですが、企画部会の中で認定農業者制度を基本とするということで、それに加えて経営を一にする集団だとか、集落営農などを含むとなっていますが、果樹の場合、様々な分析データを見ますと、1ha未満が過半数を占めますし、農業収入でも300万円程度ということで、とても果樹農業だけで生活できるという生産者はとても少ないという実態にあるわけで、大半が兼業農家ではないかと思っております。それでは、この兼業農家が、10年後に専業農家になるのかというと、様々な問題があって難しいと思いますので、ある程度、兼業農家も担い手として、位置づけるようなことが必要なのではないかと思っております。

#### 志村小委員長

兼業農家も担い手として位置づけるべきではないかとの意見がありました。それでは岩崎委員。

#### 岩崎委員

2点あるんですが、一点目は、新規就農者について、資料の5ページでまとめられていますが、農家の後継者と非農家からの新規参入者が含まれた数ということですね。

#### 西嶋課長補佐

各県に調査をかけ集計したものでございまして、農家の後継者で新規に入られた方、それから、他産業に従事していたが新たに農業に参入した方を含んだものです。

#### 岩崎委員

農家の後継者と他産業からの新規参入者への支援策がこれから重要になってくるのではないかと思っています。様々な推計を見ると、圧倒的に担い手が足りなくなる現状の中で、将来を担う人をどう支援していくのかという点が非常に重要になってくると思うのですが、その場合、農家の師弟である後継者、多くの場合は兼業である方が多いと思うのですが、そういった方たちへの支援策と他産業から新たに新規参入されてくる方たちへの支援策はおそらく違ってくると思ういます。その辺を、もう少しきめ細やかに考えていく必要があるのではないかと思ったのが1点目です。

2点目は、先ほどの浅沼委員の発言とも重なってくるのですが、現状で、地域の様々な取組を見ていく中で、規模が小さくても、兼業農家であっても、これらの農家がいらないかというと、決してそうではないということは、明らかになっていること思います。事例を話しますと、りんごを中心とした果樹産地である福島県北会津村において、最近、地元の農家と商工会などの他産業の人達が、出資をして企業組合を設立し、りんごの加工ジュースやジャムを作り、村の特産品としている。農家だけでなく、

様々な商工分野のネットワークを活かすことで、地域経済の活性化につなげていこうという取組があります。このような取組の話を聞くと、そこで頑張っている農家は、専業農家だけでなく、もちろん専業農家も入っていますが、企業組合の中に入り、企画立案に活躍している方たちは、兼業農家の方が多い状況あります。むしろ、兼業農家の方々の、このような力を借りることで、専業農家の方たちも自分たちが作ったものを安心して、地元の組合に出荷して、収益をあげることができるという仕組みを作り上げようとしています。

いわば、地域の維持や地域経済の維持を考える上では、専業農家や大規模農家だけではなくて、兼業農家の役割は当然重要であって、こういった方たちを、どうやってこの計画の中で位置づけていくのかが、重要な課題になってくるのではないかと思っております。

#### 西嶋課長班長

先ほどの新規就農者について、農業後継者の割合は、今回の果樹については調査しておりませんが、農業全体の新規就農者の中で、いわゆる農家の後継者以外の参入者は約1%に満たない状況であります。残りは、農家の後継者という状況になっております。

#### 竹原果樹花き課長

若干、議論が私どもが考えておりすることと違っておればということ、差し出がましいのですが、一言申し上げさせていただきます。

両委員がおっしゃいます、専業あるいは第一種兼業というのは最近使われておらず、最近の統計では、主業、準主業農家となっております。兼業していても、農業のウエイトの方が高いと主業ということになります。その人たちはおそらく、従来の考え方の他に、何か他に収入があるということになるかと思います。

一番最初の頃に議論して頂きました資料の中には、主業農家の生産のシェアは、果樹生産の中で約7割を占め、その人たちが生産の主体を担っているという状況がある中で、果樹産地構造改革計画の中で、そういう人たちを核に担い手の検討をするべきではないかという議論であったではないかと思っておりますので、こういうことで、今回、主業と準主業ということを使い分けておりますので、ご了解いただければと思います。

それから、岩崎委員にご指摘いただきました、主業農家以外の役割も重要という点につきましても、中間論点整理の中で、担い手以外の人たちを切り捨てるのではなくて、担い手以外の人たちについても役割分担についてしっかり考えていきましょうということで中間論点整理で整理されたところでございます。

#### 桂委員

資料を見させていただいて、非常に興味深いデータが載っているわけですが、4ページの左上の販売主業農家の経営者数と栽培面積シェアの中で、60～69歳が、かなりのシェアを占めているということですが、ここを入れないと、果樹の担い手を考えて

いけないということで、例えば5ページでも、「60代まで」というようにかかれていますが、ここには、60～69歳までを含んでいるという理解でよろしいのですね。

これが、非常に悩ましいところであります。認定農業者というのは、もし、後継者がいないと、60代の人は認定農業者になられません。ですから、ここに、「60代までの販売主業農家10万戸の内の約2割程度しか認定農業者がいなくて、一層の増加が必要だ」とありますが、これは、後継者がいるかどうかということが非常に深く関わっていると思うので、後継者がいるのかどうかの分析をしないところという方向を打ち出せるかどうか悩ましいところです。後継者がいる農家は、そんなに多くないと思いますので、担い手の考え方が、認定農業者だけでということになってくると、問題ではないかと思います。

もう一つ果樹の場合は、木の上に樹体がくっついているものであり、木を荒らしたりすると、非常に周りに迷惑がかかることになります。経済学では、外部不経済といいますが、60代以降の高齢になると、手入れがあろそかになって、ややもすると、害虫が入ったりして、それが周りに迷惑をかけて、そこから果樹園が崩れしていくということが見られます。となると、60代ぐらいまでの高齢の方に、なるべく園を荒らさないで、楽して農作業を続けていただくようなサポート、後で出てきますが、作業受託組織、これが果樹については、防除が中心で、他の収穫とかせん定・摘果等について、あまり組織数がないわけですが、この点をもっと強化して、高齢農家でも園地をきちんと管理していくと、そしてよいよ園地を管理できなくなったというのであれば、認定農業者に流動化するというところの引き継ぎがうまくいくような形にもっていかないと、経営面積を1.5倍、2倍にするといつても、現状の流動化の状況を見ていると、流動化しているよりも、廃園化している方が多い訳で、絵に描いた餅になってしまうのではないかと、ですから、認定農業者の施策としての経営支援と高齢農家の作業支援のようなバックアップが必要ではないかと思います。

#### 西嶋課長補佐

認定農業者の制度については、法制度上、年齢制限の規定はありません。市町村ごとに認定されることになっています。

#### 桂委員

その辺は、精査された方がいいと思います。私の知っている限りでは、認定農業者になるには、経営改善計画の策定が必要です。最低5年先までの、計画の策定が必要となります。すると60代になってからだと、65歳になってしまい、65歳であれば70歳になってしまふということで、かなりの市町村では、経営者が60代で、後継者が、もしいないという場合では、認定農業者にしないというケースが一般的ではないかと私は認識しております。

#### 金光委員

教えていただきたいのですが、先ほども話にでましたが、後継

者の件ですが、例えば1ページの図にあるような、主業、準主業の人数についてですね、60歳の経営者のところで働いている30歳の従事者は、どのような位置づけになっているのか。人数としてカウントされているのですか。

西嶋課長補佐

農業従事者については、60代の従事者、30代の従事者が同じ経営体の中におられても、両方にカウントされております。4ページのグラフは、農業経営者を指標としておりますので、60代の経営者と30代の従事者がいる場合には、60代の経営者のみカウントされています。

金光委員

2ページに経営規模別の農家戸数が示されていますが、ここに2haや3haの農家や、それ以上の農家もありますが、このような経営体には、おそらく後継者がいるものと思われますが、このような農家が、例えば15年後には、父親がリタイヤされても、子供が後を引き継ぎ、一層の規模拡大も可能となるような感じがあるが、となると、4ページの推計で、平成27年の経営者数4万人よりは増えることも期待できるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

西嶋課長補佐

4ページの推計は、分かりやすくなるように、単純に加齢したのですが、7ページに従事者の推計があります。従事者も21万人から平成27年には10万人に減少することが見込まれます。確かに、若い人が後継者になって、農業を続けられるというケースも考えられますが、従事者の数が半分以下になるということから、それほど、後継者がいたからといって、経営者が大幅に増えるものではないという認識をもっておりまます。

北口委員

先ほども意見がありましたが、作業支援ということには同感するところがあります。資料をみると、60代も担い手と考えて行かなければならぬ状況となっておりますので、このような方たちが、できる限り離農しなくてすむような方策をとることが政策の一つとして重要と考えます。

4ページに農業経営者数と栽培面積シェアという図がありますが、その中で、50～59歳の所までは、栽培面積と農業経営者数から判断すると、ほぼ1ha規模の経営者が多いことが想定されますが、一方、60代になりますと、経営者数の方が多くなっていて、一人当たり0.8ha程度ということで、60代の方の一人当たりの栽培面積というのは、低くなっています。これは、50代までは一人で経営を続けられるが、60代になると体力的な面等の問題があって、一人で経営できる面積が減ってくるというようなところがあるのでないかと思います。

今回の推計では、この点を考慮しないで、規模拡大を仮定していることと思いますが、実際は経営規模の拡大は難しいものと感じております。社長のように管理する立場であれば、60代でも

可能でしょうが、農業に従事するのは、限界があると思います。例え15年後に機械化が進展していても、現状の労働力では、難しいと思いますので、担い手以外の方にも、様々な支援ができるような方策を検討すべきだと思います。

#### 中安委員

1~3ページの範囲でまず意見を言わさせていただきます。

1ページ目の今後の方針の中で、担い手の明確化について、担い手として販売主業農家を明確化されている点は分かりますが、後で出てくる、経営規模を2倍の面積にしていく必要があるという点については、愛媛を例にして、少し兼業のできる平坦地と急傾斜地との間では違いがでてくると思います。これは、ここの範囲ではないが、支援策との関係が必要ではないかと思います。

もう一つ、果樹農業が持っている増殖期間も問題と思う。5年という期間が必要となってくる。樹木がある園地を取得していく方法か新たに、自らが新しい品目を選択しやっていくのか、この辺りの選択が必要となってくる。この上で、私が考えるのは、複合的な果樹生産地域と単作的な地域との間での違いがでてくる。これを含めた形で、担い手のことを考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

果樹農業そのものの形態を、どのように位置づけていくのかが重要になってくる。これに従い、担い手が検討される必要があると考えている。

#### 志村小委員長

どうもありがとうございました。時間の関係もありますので、最後までを含めて、ご意見をいただきたいと思います。

#### 浅沼委員

皆様方から意見が出ましたように、4ページの下の農業経営者数が、平成27年までに4万人までに減少するというのは、納得がいきません。果たして、このような状況になるのかと思う。我々もよく農協の職員と話をしますが、今親父さんが農業をやっているが、親父さんが、作業ができなくなったら、仕事をやめて、農業の方に専念するんだという人が多いです。この資料のデータは、農業センサスのデータをそのまま平行移動しただけであり、これが、将来の状況を示すものかどうか納得がいかない。10年前のセンサスのデータで検証したのか。

#### 西嶋課長補佐

主業農家については、平成7年からセンサスで区分しており、10年前のデータでは、検証できない状況にあります。また、浅沼委員のおっしゃるとおり、今は農業をやっていないが、親父世代がリタイヤしたら引き継ぐケースもあると思いますが、7ページの推計にもありますように、従事者についても、半減している状況にあります。新規就農者も少ない状況で、従事者も大幅に減少していることから、経営者もかなり少なくなるのではないかというのが、今回の私どもの結論としてお示しさせていただいております。

### 岩崎委員

全体に係る議論ということでありますので、先ほど申し上げました新規就農者の育成施策というのを、段階的に、あるいは、新規就農者のタイプ別にきめ細かく検討していく必要があると思っております。

例えば、様々な農家の方たちで、父親世代が、主業農家として、また認定農業者として頑張っている世帯でも、後継者は勤めに出ていて、農作業に関わっていないというケースは結構あると思います。このような方たちが代かわりして、まったく農作業、農業経営をやらずに、廃園にしてしまうとかいうと、私は必ずしもそうでないと思っています。例えば、ある農家の方が言うには、今は農作業をやっていないが、子供の頃から、自分の家の作業を手伝ってきており、ある程度の作業は、いつでも出できるような状態にあるんだと言われる。それでは、どうしてやらないのかというと、農業に先行きが見えない、果樹をやっても食べていけるだけの見通しがないといわれる。ですから、まず一つは、このような、新規参入の方たちが、スムーズに経営者としてバトンタッチできるような仕組みを作っていく、また地域ごとに工夫をしていくことが重要ではないかと思っている。

もう一つは、家族経営協定のようなものも関わってくると思いますが、後継者の方たちが安心して経営に参入できるような見通し、これがないと、規模拡大しろと言っても規模拡大が進まないわけで、これは後の議論になると思いますが、経営安定対策とどういう形で関連付けていくのかという辺りが重要な課題になってくるのではないかと思います。

### 中安委員

データのこと申しますと、販売主業農家の農業従事者数の推移を単純に加齢した場合に、7ページのような図になるのは分かれますが、これでは、販売主業農家ではなくなっているという矛盾を抱えている状態ではないかと思います。

ただ、このままいくとこのような年齢構成になるだろうと思います。以前、私は高齢農業者に関する調査をしたのですが、稻作農家は75歳ぐらいまで平気なんですが、果樹農業は70歳ぐらいまでが限界だということで、ここから完全にリタイヤしていきます。これは、急傾斜地というだけでなくて、収穫と樹体管理の難しさ、作業受託の問題があります。面積拡大をしてもしなくても、収穫労働においては、雇用労働が必要となり、機械化の進んでいるアメリカの果樹農業と日本の果樹農業は違うだろう。このあたりをどのように解決できるのか。解決できない場合には、その労働力をどのように確保するのかが一つ大きな問題であります。つまり、農業従事者が減るという方向性がある中に、作業に関わっていく人たちをどのような形で確保し、支援していくか。これは、選果においては、光センサーの導入により作業受託が進んでいますが、それ以外は、やはり多くの労働力を必要とします。やはり、こういったものを含めた形での、一つの農業経営体としての労働力の不足に加えて、収穫労働を含めた大きな産地としての労働力確保といったものが需要であり、これらを含めた

形での支援策がなければ、当然規模拡大というのは、不可能であり、その中で複合経営的にして労働配分をしても、やはり限界があるのではないか。このあたりの解決策を含めた形で、次のところで、経営指標というものが出てくると思いますが、これとの関係で、いくつかのきめ細かい、指標ですから一つ一つの違いは必要ないと思いますが、方策が必要になってくるのではないかと考えております。

志村小委員長  
続きまして桂委員。

### 桂委員

さっき先に言ってしまったのですが、浅沼委員がおっしゃっていた60代の農業経営者がリタイヤした場合に、サラリーマンをやっている後継者がリターンするなどして農業経営を継ぐケースが結構あるということは、私は正しいと思います。センサスなどを見ても30代から40代の農業就業人口が増えているという結果があります。ただ、大きな目で見ると、やはりそれは十分な数ではないというのも確かであります。平成27年に4万人の経営者になるということで、ここまでいくかはわかりませんけれども、かなりこれに近い線に近寄っていくだろうと見ております。そういう意味ではどうしても規模拡大が必要になってくるのですけど、先ほど北口委員がおっしゃったように60代になると徐々に面積を減らしていくというのは、実際にそのようになっているのですね。既存の技術体系で行くとやはり高齢になるに従って面積を減らしていかざるを得ないということです。それで、さっき言いましたようにいろいろなサポートが必要だということです。

それから、本当に後継者が担い手でも平均2ヘクタールというのを想定ができるのかということです。非常に集約的で高品質産地であればあるほど規模拡大にはむしろ慎重なんです。おそらく品質に関わるからということなんんですけど、しかし、これからはそういうふうに考えていられない時代になってくると思いますので、思い切って疎植化するとか、樹を半分に減らしても園内道と入れるとか、面積は全体的に維持しなくてはいけないですが、必ずしもこれまでの植栽の仕方でなくてはならないということはないと思います。その辺の技術の見通しを踏まえた農地の流動化のようなことを考える必要があるのではないかと思います。

それと、必要があれば流動化し農地の拡大をしたいという担い手は結構いるのですが、産地全体としてそれを支援していくこうという体制と考え方がほとんどないのです。

中間論点整理にありましたように、ぜひとも考えていかなくてはならないのは、産地構造改革計画において、産地としてこれだけの園地がどうしても必要であって、担い手がこれだけしか確保できないとすると、そういう方に農地を移していくかなければならないのだというようなことを産地として考えていく必要があるのではないかということです。ですから、計画の中身には、産地構造改革計画の策定と実行、担い手、消費者ニーズを踏まえた産地戦略の明確化ということが必要なのですけど、土地利用計画を加え、産地の土地利用をどうするかということを入れていた

だいたい方が良いのではと思います。以上です。

志村小委員長  
次に金光委員お願いします。

金光委員

6ページの農業生産法人や作業受託組織の推進が必要ではないかということについては、そのとおりだと思います。これは規模を拡大する上で、60代、70代の方でもやれる作業、そういった人の必要な作業というのがあると思います。摘果作業、収穫作業でも、傾斜地では立っているだけでも大変ですが、作業自体はそれほど重労働ではなくて労働時間がかかるわけです。なかなか規模を拡大できないわけですが、重労働な防除や収穫の中での運搬作業や施肥作業は、条件さえ整えば機械化ができる、若い人1人でもかなりの面積を面倒見れると思います。今、雇用に頼る部分もありまして、経営規模の小さい人がやめられても受託組織や農業生産法人といった形で、時間のかかる摘果や収穫を分担していくだくようなことを進めるのが非常に重要ではないかと思います。以上です。

志村小委員長  
北口委員お願いします。

北口委員

私はなしの研究をやっています。なしに幸水というおいしい品種がありますが、30年もすると生産力が低下してきまして、だんだん老木になってきます。先ほどの2ヘクタールという数字の中で1つ考えられますのは、なしの場合、1ヘクタール栽培しても2割くらいは、先ほど中安委員もおっしゃってましたが、5年間の増殖期間というか、次の生産に向けての準備期間がありまして、そういうようにやっていく体系になっています。いや地などの他の問題もありますので、面積が拡大できるならば、改植などの積極的な取組に対する支援が必要ではないかと考えています。

高齢になると、作業がしづらいということで、各研究機関の課題の中には、座ったまま作業ができるような樹形や管理体系などの研究がされてきておりますので、ですから、高齢の方たちを支援できるような研究や行政の取組が必要ではないかと思います。

あと、2haを想定してしまいますと、これは、取りあえずの案ということだと思いますが、一番気になりますのが、果樹農業というのは、非常に細かい手作業とかが多いものですから、疎植というのも一つの方式かもしれませんが、疎植にして、かえって薬剤散布が十分でないとか、管理が十分にできなくダメージを受けるような面もあるので、大規模な経営には、それなりの栽培様式とか、目標収量とか品質的な面などでも多少の了解を得られるようなことが前提条件になってくるのではないかと思います。

志村小委員長

次に移りたいと思います。本日の主要な議題の2つ目になりますが、近代的な果樹園経営の基本的指標の考え方について、事務局より資料7に基づいて説明いただいた後、議論をいたしたいと思います。

### 緒方課長補佐

資料7に基づいて、果樹農業振興基本方針の項目であります近代的な果樹園経営の基本的指標の考え方について説明いたします。

冒頭で志村小委員長からもございましたように、食料・農業・農村政策審議会の企画部会の方で経営展望、構造展望について議論されることになっていますが、この基本的指標につきましても企画部会での議論を踏まえた形で進めたいと思いまして、本日は、現在どのような指標が策定されており、それを考えていく上でどのようにすればよいかということについて説明させていただきます。

資料の1ページ目でございますけれども、現行の果樹農業振興基本方針における効率的かつ安定的な農業経営の指標ということで、育成すべき経営体の具体的な姿を代表的な品目について例示的に挙げて指標作成したものです。これらの指標については、資料1ページ目左に前提条件を整理しております。経営形態については家族経営を主体とし、不足する労働力については雇用によってまかないます。技術と技術水準については、現時点で一定程度の普及が見込め、10年後には一般化する見通しのある技術水準とし、例えば、わい性台木利用、着色系品種の導入、訪花昆虫の利用、農薬散布回数削減のためのフェロモン剤の利用等を想定しています。労働時間については、主たる従事者が原則年間1800時間で、年間2000時間を上限として、1日当たりは10時間程度とします。所得の水準については、主たる従事者1人当たりの生涯所得は、地域ごとの他産業と遜色のない水準を確保するということで、年間所得については、最も多い年で550万から750万円程度、さらに、補助従事者分を加算して750万から900万円程度という中の経営を具体的な姿という形でお示ししております。

そして、参考として3ページ目にありますけれども、経営指標を策定する上で、果樹園経営の基本的指標として品目ごとに10アール当たりの生産量と労働時間、機械の適正利用規模を設定し、それらを用い、年間労働時時間どれくらい見込み、所得をどれくらいを見込むかということの中で、効率かつ安定的な経営の指標を組み上げていく形で策定させていただいております。

戻って2ページ目ですけれども、これらの果樹園経営の指標の見直しに当たり、今回お示しさせていただいているのは、左側にありますが、基本的な考え方として、技術水準の見直しや他産業従事者の所得水準の変化等を踏まえて前提条件を見直してはどうかということです。また、経営形態につきましても、家族経営の現行の経営類型を踏まえ、消費者ニーズに対応した品目・品種の選定、収穫等の作業時間の異なる品種・品目・作型の導入や組み合わせ等による労働時間の平準化、観光農園等多角的経営による労働力分散と収益性の確保、また、その他必要な事項を考慮し

てはどうかということについて挙げさせていただいております。かんきつにつきましては、うんしゅうみかん、いよかんの組合せ、りんごにつきましては、ふじ、つがるの組み合わせ、ぶどうは巨峰、なしは幸水、豊水の組合せ、果樹複合経営はぶどうともも、最後に、観光果樹園はぶどうを設定しております、基本的にはこれら品目について、小委員会での議論を踏まえまして事務局の方で検討いたしたいと思います。以上でございます。

志村小委員長

ありがとうございました。今説明がありましたことについて、御意見等をいただきたいと思います。浅沼委員お願いします。

浅沼委員

1ページの品目ごとの単収ですが、なしの単収が10アール当たり2.5トンでちょっと少ないのでないかと思います。また、ぶどうの品種別の単収で、デラウェアが巨峰、ピオーネよりも多いというのには疑問を感じます。一般的には少ないのでないかと思います。

それから、粗収入が掲げてありますけれども、現在の価格からするととてもこんな金額にはならないのではないかと思いまして、10年先に価格を維持できるように何らかの対策をしていかなくてはならないだろうと思います。

岩崎委員

基本的なことで申し訳ないのですが、見直しをして新しい指標ができたとき、それをどういう形で利用されるのか、また、何のためにこういった指標を作るのかということが1点目です。

それから、現行の指標はかなりハードルが高いものであって、それをもう少し地に足が着いたような指標に見直すという話もありましたが、具体的に言うと経営指標になるのか、技術体系になるのか、それをお教えいただければと思うのですが。

志村小委員長

指標の作成の意味についてですがどうでしょうか。

竹原果樹花き課長

法律的な話をしますと、果樹農業振興特別措置法に、農業者が果樹園経営改善計画を立てた場合、低利の融資が受けられるという制度がありまして、そういう計画を立てる前提としてこういう指標を参考にしてもらうということです。

しかし、実際に動いているのは、他品目でもそうなのですが、こういった経営指標を踏まえて、都道府県が経営指標を策定し、さらに市町村段階でも指標を策定します。そして、こういうものを実現する人たちを認定農業者として認定する際の判断材料として使われます。

冒頭で申し上げました地に足が着いた経営指標ということについてですが、確かに現行指標は面積の上で果たして大丈夫かということもあります。それから、スピードスプレイヤーの導入を前提としております。だからこそこれだけの面積が可能ということも

ありますが。そのあたりが良いのかどうかということについては、今日の時点では、具体的な作業に入るに当たり、委員の先生方からどう考えるべきなのかということについて御意見をいただきたいと思います。

志村小委員長  
桂委員お願いします。

桂委員

農業経営基盤強化促進法の都道府県の基本方針でも経営指針が出てきますが、それと果樹農業振興特別措置法の基本方針における指標とはうまくすり合わせができているのかという点を教えていただきたいのですが。

それ以外のことと言ふと、経営規模が非常に大きく設定されていることと、粗収益の面で、普通の農家の人が達成するのはなかなか難しいと思います。

志村小委員長  
都道府県の指標とこの指標のすり合わせが行われているかということです。

緒方課長補佐

果樹農業振興基本方針に基づき、都道府県段階の計画を作りますから、当然都道府県段階で整合性が図られます。

志村小委員長  
続きまして、金光委員お願いします。

金光委員

指標として、実際の模範的な農家の優良な事例を示すのも一つの手ではないかと思います。課長さんが言われた地に足の着いたという方が良いのではないかと思います。実現可能な範囲で立派な農家の経営ということで良いと思います。

指標の中で、経営面積を大きくしているというのは、機械導入に必要な基盤整備が完了していることを前提としていますようには、この部分がネックとなってなかなか経営規模が実現できないことがあると感じています。そういうところを見直せば良いのではないかと思います。

志村小委員長  
北口委員お願いします。

北口委員

先ほどの単収の問題についてですが、幸水については、以前は10アール当たり3トンくらいと言われていましたが、先ほどお話ししましたように樹齢が増すに従って低収になり、その他いろいろなことがありまして、生産性としては2.5トンくらいで妥当ではないかと考えます。

それから、ぶどうの話ですが、現地試験では、デラウェアの方

が豊産性で10アール当たり1.5トンありました。デラウェアは1房100グラム程度ですが、着房数が多いのでこれでおかしくないと思います。また、他の品目も以前より実態に近い単収になっているのではないかと思います。

経営規模がかなり大きいということで、私の県でも経営指標を策定しており、理想的にはこのくらいの面積がいいのですが、ここまで面積を上げてないと思います。不足する労働力を雇用で確保し、このくらいの面積をやっている方も知っているのですが、ほんの一握りです。このようなことをやれば10年後にここまでいくのかという点でちょっと疑問があります。

志村小委員長  
ありがとうございました。

### 緒方課長補佐

単収のことでは浅沼委員と北口委員からお話をありがとうございましたが、単収については、3ページの基本的指標から引用しています。基本的指標の10アール当たりの単収ですが、面積すべてを成園とした場合の単収で、経営指標では未成園を加味した形で算定しています。例えば、赤なしの単収は基本指標3トンに成園化率を掛けて2.5トンとして計算しています。

志村小委員長  
指標の考え方について御意見、御質問をいただきました。ありがとうございました。

では、続きまして本日の主要な課題の3つ目になります栽培に適する自然的条件に関する基準について、事務局より資料8により説明をお願いします。

### 緒方課長補佐

資料8に基づいて説明いたします。果樹農業基本方針の中に栽培に適する自然的条件に関する指標を設定させていただいております。これらにつきましては、資料の1ページにありますが、高品質果実の生産を確実に行うという観点から、政令指定13品目について、平均気温、冬期の最低極温、低温要求時間、降水量、気象被害を防ぐための基準を設定しています。今回の見直しに当たりましては現行の基準を基本とし、果樹研究所の協力を得まして、都道府県試験研究機関の研究者等の意見を聞きながら行いました。政令指定外のいちじく、ブルーベリーの2品目についても基準を設けてありますが、これらについても併せて見直しを行いました。現行基準につきましては3ページ目ありますが、2ページ目がこれを踏まえた見直し案です。

1ページ目の主な変更点ですが、平均気温の基準の見直しということでたんかん、また、気象被害を防ぐための基準として、気温について甘がき、降雨についていちじく、強風についてゆず、かぼす、すだち、渋がき、降霜についてなし、甘がき、うめ、すもも、ブルーベリー、降雪についてブルーベリーの見直しを行っています。また、用語について、最大積雪量を最大積雪に修正する等の見直しを行っています。

具体的には2ページ目の表を御覧ください。また、4ページ目に見直し理由があります。たんかんの平均気温については、主産県である鹿児島県の状況を踏まえて17.5度としました。かんきつ類のゆず、かぼす、すだちについては、とげの発生という状況から、障害果や病害果の発生を防ぐため強風の発生が少ないこととしました。がきの強風、降霜被害については、甘がき、渋がき共通ということで修正を行いました。渋がきでは、渋抜けを確保するため10月の平均気温が16度以上としておりますが、平均気温の条件が満たされれば必然的に満たされるということで削除しました。うめとすももについては、開花期における降霜で花器障害も問題となるため見直しました。政令指定外のいちじく、ブルーベリーについては、いちじくの収穫期が8～9月と書かれていますが、一部にそれを超える産地がありますので8月以降という記述に見直し、ブルーベリーについては樹体をわらで縛ることで人為的に雪害を防げるということで積雪について削除しました。また、ブルーベリーでは発芽より開花が早いため、霜害について問題となるのは開花期ということで見直しました。今回、新たに追加する品目についても検討し、各県の研究機関や行政機関からも意見をいただき、その中でには加が見込まれるというような品目もございましたが、今ここに追加するようなものはありませんでした。

志村小委員長  
ありがとうございました。時間の関係で簡単にお願いします。

北口委員  
私の県もナシなどのことで相談いただいたところですが、特にございません。

金光委員  
特にありません。

桂委員  
特にありません。

浅沼委員  
特に意見ということではないのですが、最後のページに気候温暖化の影響の資料があり、左下にりんごの着色不良の事例がございますが、非常に深刻な問題になっておりまして、特に秋冬果実の着色が進まないということで、価格が低迷しており、今後さらに温暖化が進んだ場合に、致命的な問題にならないかと心配しているところです。特に極早生みかん、かきの刀根早生や西村早生、りんごのつがる等について心配しているところです。

志村小委員長  
各試験研究機関で品種の育成を加速化していかなければということであろうと思います。  
続きまして、「需給調整・経営安定対策についての意向把握」については、事務局より資料9について説明して頂きたいと思い

ます。

### 西嶋課長補佐

それでは資料9につきましてご説明させて頂きます。

こちらにつきましては、中間論点整理のなかでもご指摘をいたしました、需給調整・経営安定対策についての加入契約者でありますとか脱退者ですとか、非加入者でありますとかを対象に1000人に対しアンケート調査を実施しまして、それを踏まえて制度の見直しに活用すべきではないかとのご指摘をいただきまして、それを踏まえて調査を進めているものでございます。次回の検討会の際に結果の概要を取りまとめましてご説明したいと思っております。今回は、こういう調査をしていますという紹介させていただきたいと思います。調査は、経営安定対策加入者中から1000戸を選びまして、抽出率2%でございますが、対策の評価でありますとか、対策の見直しの方向でありますとか、今後の方向につきまして、農家の方、加入契約者の方の意向を把握するということで調査を進めさせていただいておりまして、需給調整・経営安定対策の事務につきまして運営いただいております中央果実基金にご尽力いただいて、アンケート調査を集約をしているところでございます。

2ページ目以降が具体的に加入契約者等の方にお聞きしている意向調査票でございますが、この調査票を今、回収している状況でございまして。3ページ目は、実際、お聞きしている加入契約をしている方かどうか、経営状況を聞いております。4ページ目以降、制度に対するアンケートということで、問の2-1で需給調整・経営安定制度に対する評価、2-2が需給調整・経営安定対策の問題点とは何か、5ページ目は、2-3で需給調整対策について、どのような仕組みがふさわしいか、2-4でどのように改善した方がよいか、2-5で経営安定対策はどのような仕組みがふさわしいか、6ページ目に今後、農業者の経営を安定させるためには、どのような仕組みがふさわしいか、最後に果樹共済、災害収入共済方式について加入されているか、等について、選択肢を示してお答え頂くような形でアンケート調査をしております。調査結果の概要につきましては、次回、第5回の小委員会でご説明したいと考えております。

### 志村小委員長

今、経営安定対策の以降把握についてアンケート調査をやっているということですが、今集計中ということですが、何かご質問はございますか。特にないようですので、本日の議論については終わらせさせていただくこととし、次回の開催日程について、事務局から説明していただきます。

### 三宅総括課長補佐

既にお伝えしておりますが、次回の第5回産地・経営小委員会につきましては、10月25日(月)14:00に、本日と同じこの会場での開催を予定しており、後日正式に連絡させていただければと考えております。

また、第6回以降については、現在11月の先生方皆様の御都

合について照会させていただいており、会場の都合も考慮の上、早めに相談の上、決定させていただければと考えておりますので、よろしくお願ひします。

志村小委員長

それでは、本日御議論いただく事項について、終了しましたので、事務局から特にあればお願ひします。

西嶋課長補佐

本日は御多忙の中の御出席にいたたきまして、長時間にわたる御議論、誠にありがとうございました。

引き続き委員の皆様におかれましては、引き続き委員会の方で御面倒おかけしますが、引き続き宜しくお願ひします。

また、今後の検討の方向、スケジュールのところでお話しさせていただきました、企画部会との議論との整合でございますとか果樹部会との連携につきましては、事務局としても適宜対応したいと考えておりますので、今後とも御指導の程よろしくお願ひします。

なお、本日の小委員会の概要は、小委員長に御確認いただいた上で、今週中に、農林水産省のホームページにおいて提示していく予定にしております。

それから、詳細な議事録については、前回同様、後日委員の皆様に御確認していただいいた上で、農林水産省のホームページに掲載したいと考えておりますので、宜しくお願ひします。

本日はご多忙の中、早朝からの御出席いただきまして、ありがとうございました。

- 以 上 -  
12:00 閉会